

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領</p> <p>第1～8条 (略)</p> <p>(事業実施手続)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア <u>令和元</u>事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a 当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>イ <u>平成30</u>事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業実施者による対策の事業の着手については、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 推進事業については、前号の規定によらず、当該事業年度の7月1日から事業の着手をすることができるものとする。ただし、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</p> <p>第11～18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領</p> <p>第1～8条 (略)</p> <p>(事業実施手続)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア <u>平成30</u>事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a 当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>イ <u>平成29</u>事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業実施者による対策の事業の着手については、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 推進事業については、前号の規定によらず、当該事業年度の5月1日から事業の着手をすることができるものとする。ただし、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</p> <p>第11～18条 (略)</p>

(施設園芸用燃油価格差補填金の交付)

第19条 燃油補填金の交付は、第17条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2～5 (略)

第20～25条 (略)

(加入契約等)

第26条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第1号の積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第6条第2項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。なお、既に締結済みの積立契約については、契約を更新することにより、積立契約の期間を延長することができるものとする。

2、3 (略)

(茶加工用燃油価格差補填金の交付)

第27条 燃油補填金の交付は、第25条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2、3 (略)

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

(1) 当該月の燃油価格が前事業年度の対象期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(2)、(3) (略)

5 (略)

第28条 (略)

(事業実施計画の手続)

第29条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続は、次によるものとする。

(1) 事業実施者は、第26条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込みを受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃油購入数量の申込みを受けるものとする。

(2)～(4) (略)

(施設園芸用燃油価格差補填金の交付)

第19条 燃油補填金の交付は、第17条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2～5 (略)

第20～25条 (略)

(加入契約等)

第26条 セーフティネット(農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。)に加入しようとする支援対象者と事業実施者による契約等については、次によるものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第1号の積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第6条第2項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。

2、3 (略)

(茶加工用燃油価格差補填金の交付)

第27条 燃油補填金の交付は、第34条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)による。)が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2、3 (略)

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

(1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(2)、(3) (略)

5 (略)

第28条 (略)

(事業実施計画の手続)

第29条 セーフティネット事業の事業実施計画の承認等の手続は、次によるものとする。

(1) 事業実施者は、第27条第1項第2号に基づき事前に積立契約の内容を示した上で、セーフティネットの加入申込者から、参考様式第②号により同条第1項第1号に定める積立契約の申込みを受けるとともに、加入申込者及び加入者から、参考様式第③号により同条第2項に定める燃油購入数量の申込みを受けるものとする。

(2)～(4) (略)

<p>第30～33条 (略)</p> <p><u>(事業実施計画の手続)</u></p> <p>第34条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続は、第9条第1項から第6項までの規定による。</p> <p>第35～39条 (略)</p>	<p>第30～33条 (略)</p> <p>事業実施計画の手続)</p> <p>第34条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続は、第9条第1項から第6項までの規定による。</p> <p>第35～39条 (略)</p>
--	--

附則

- この改正は、令和3年2月3日から施行する。
(令和3年2月3日付け日施園第229号)
- 改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

改正後	改正前
別記様式第1～6号 (略)	別記様式第1～6号 (略)
<p>別紙様式第7号(第14条第1項関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告(令和 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 殿</p> <hr/> <p>(別添)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書(令和○事業年度)</p> <p>協議会名： <input type="text"/></p> <hr/> <p>第1 総括表</p> <hr/> <p>第3 目標達成状況(毎年度報告)</p> <p>1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：令和○事業年度(目標年度：令和○事業年度)</p> <p>(1)当初目標</p>	<p>別紙様式第7号(第14条第1項関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告(令和(平成) 事業年度)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 殿</p> <hr/> <p>(別添)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書(令和(平成)○事業年度)</p> <p>協議会名： <input type="text"/></p> <hr/> <p>第1 総括表</p> <hr/> <p>第3 目標達成状況(毎年度報告)</p> <p>1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：令和(平成)○事業年度(目標年度：令和(平成)○事業年度)</p> <p>(1)当初目標</p>

<p>別記様式第 8 号 (略)</p>	<p>別記様式第 8 号 (略)</p>
<p>別紙様式第 9 号 (第 2 2 条第 1 項第 1 号 (第 3 0 条第 1 項第 1 号) 関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸等セーフティネット構築事業 補助金 (変更) 交付申請書 (令和 事業年度) 兼 補助金支払請求書 (令和 事業年度第 回)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 〇〇協議会 会長 印</p> <p>令和 事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領 (平成 2 5 年 3 月 1 3 日付け日施園第 9 8 号) 第 2 2 条第 1 項第 1 <u>号</u> (第 3 0 条第 1 項第 1 号) に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の補助金の交付を申請するとともに、第〇回支払として補助金の支払を請求する。</p> <hr/>	<p>別紙様式第 9 号 (第 2 2 条第 1 項第 1 号 (第 3 0 条第 1 項第 1 号) 関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸等セーフティネット構築事業 補助金 (変更) 交付申請書 (令和 事業年度) 兼 補助金支払請求書 (令和 事業年度第 回)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 〇〇協議会 会長 印</p> <p>令和 事業年度において、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領 (平成 2 5 年 3 月 1 3 日付け日施園第 9 8 号) 第 2 2 条第 1 項第 1 <u>項</u> (第 3 0 条第 1 項第 1 号) に基づき、下記のとおり令和〇事業年度の補助金の交付を申請するとともに、第〇回支払として補助金の支払を請求する。</p> <hr/>
<p>別紙様式第 1 0 号 (第 3 5 条第 1 項第 1 <u>号</u> 関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策のうち推進事業 補助金 (変更) 交付申請書兼補助金概算払請求書 (令和 事業年度)</p> <hr/>	<p>別紙様式第 1 0 号 (第 3 5 条第 1 項第 1 <u>項</u> 関係)</p> <p>施設園芸等燃油価格高騰対策のうち推進事業 補助金 (変更) 交付申請書兼補助金概算払請求書 (令和 事業年度)</p> <hr/>
<p>別記様式第 1 1 号 (略)</p>	<p>別記様式第 1 1 号 (略)</p>

改正後

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）
【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知（更新）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった令和3事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

➤ 令和3事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5円/リットル	リットル
	灯油	13.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.9円/リットル	リットル
	灯油	26.4円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.6円/リットル	リットル
	灯油	44.0円/リットル	リットル

➤ 令和3事業年度燃油補填積立金額 円
前年度積立金残高 円
令和3事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

改正前

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）
【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知（更新）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった令和2事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和3年 月 日

➤ 令和2事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4円/リットル	リットル
	灯油	26.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4円/リットル	リットル
	灯油	44.9円/リットル	リットル

➤ 令和2事業年度燃油補填積立金額 円
前年度積立金残高 円
令和2事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和 3 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	元事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					<u>3</u> 事業年度 (年 月 ~ 年 月分)	<u>3</u> 事業年度 (年 月 ~ 年 月分)		
合 計			115%	A重油 (12.5 円/ℓ) 灯油 (13.2 円/ℓ)				
			130%	A重油 (24.9 円/ℓ) 灯油 (26.4 円/ℓ)				
			150%	A重油 (41.6 円/ℓ) 灯油 (44.0 円/ℓ)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和 2 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	元事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					<u>2</u> 事業年度 (<u>2</u> 年 月 ~ <u>3</u> 年 月分)	<u>2</u> 事業年度 (<u>2</u> 年 月 ~ <u>3</u> 年 月分)		
合 計			115%	A重油 (12.7 円/ℓ) 灯油 (13.5 円/ℓ)				
			130%	A重油 (25.4 円/ℓ) 灯油 (26.9 円/ℓ)				
			150%	A重油 (42.4 円/ℓ) 灯油 (44.9 円/ℓ)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）

【新規契約の場合[施設園芸用]】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった施設園芸等用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日（至）令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5 円/リットル	リットル
	灯油	13.2 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.9 円/リットル	リットル
	灯油	26.4 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.6 円/リットル	リットル
	灯油	44.0 円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額

円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）

【新規契約の場合[施設園芸用]】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった施設園芸等用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号

➤ 契約期間 （自）令和 2 年 月 日（至）令和 3 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7 円/リットル	リットル
	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4 円/リットル	リットル
	灯油	26.9 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4 円/リットル	リットル
	灯油	44.9 円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額

円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和 3 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					<u>3</u> 事業年度 (年 月 ~ 年 月 分)	<u>3</u> 事業年度 (年 月 ~ 年 月 分)	
合 計			115%	A重油 (12.5 円/ℓ) 灯油 (13.2 円/ℓ)			
合 計			130%	A重油 (24.9 円/ℓ) 灯油 (26.4 円/ℓ)			
合 計			150%	A重油 (41.6 円/ℓ) 灯油 (44.0 円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和 2 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					<u>2</u> 事業年度 (<u>2</u> 年 月 ~ <u>3</u> 年 月 分)	<u>2</u> 事業年度 (<u>2</u> 年 月 ~ <u>3</u> 年 月 分)	
合 計			115%	A重油 (12.7 円/ℓ) 灯油 (13.5 円/ℓ)			
合 計			130%	A重油 (25.4 円/ℓ) 灯油 (26.9 円/ℓ)			
合 計			150%	A重油 (42.4 円/ℓ) 灯油 (44.9 円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）

【令和3事業年度契約更新済みで3事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち令和3事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和(平成)〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃油価格差補填金積立契約のうち、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった令和3事業年度の茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、令和3事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 令和3事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル

➤ 令和3事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
前年度積立金残高 _____ 円
令和3事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）

【令和2事業年度契約更新済みで2事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち令和2事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和(平成)〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃油価格差補填金積立契約のうち、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった令和2事業年度の茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、令和2事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 令和2事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

➤ 令和2事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
前年度積立金残高 _____ 円
令和2事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【令和3事業年度契約更新済みで3事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和3事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	前年度積立金 残高 (円) ②	3事業年度 積立必要額 (円) ①-②
				3事業年度 (年 月～年 月分)	3事業年度 (年 月～年 月分)		
合 計			115%				
			130%				
			150%				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (参加構成員の積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【令和2事業年度契約更新済みで2事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和2事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	前年度積立金 残高 (円) ②	2事業年度 積立必要額 (円) ①-②
				2事業年度 (年 月～年 月分)	2事業年度 (年 月～年 月分)		
合 計			115%				
			130%				
			150%				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (参加構成員の積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）
【令和3事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）
【令和2事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついで、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【令和3事業年度以降の新規契約の場合[茶用】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和○事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年 月～年 月分)	○事業年度 (年 月～年 月分)	
合計			115%			
合計			130%			
合計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【令和2事業年度以降の新規契約の場合[茶用】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和○事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年 月～年 月分)	○事業年度 (年 月～年 月分)	
合計			115%			
合計			130%			
合計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和（平成）年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日 若しくは7月1日）を開始日とし、令和4年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日 若しくは6月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成 年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は平成27年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成28事業年度からの契約の場合は平成28年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成29事業年度からの契約の場合は平成29年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成30事業年度からの契約の場合は平成30年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）を開始日とし、平成31（令和元）事業年度からの契約の場合は令和元年5月1日（又は平成31年4月1日若しくは令和元年6月1日）を開始日とし、令和3年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

参考様式第②号（第21条第1号関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和3年7月1日を開始日とし、令和4年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日若しくは6月30日）までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第21条第1号関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和2年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）を開始日とし、令和3年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和3事業年度の契約の更新の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成27年4月1日を開始日とし、令和3年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和2事業年度の契約の更新の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成27年4月1日を開始日とし、令和2年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和3事業年度以降の新規契約の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和3年4月1日を開始日とし、令和3年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和2事業年度以降の新規契約の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和2年4月1日を開始日とし、令和2年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号 _____
※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5 円/リットル	リットル
	灯油	13.2 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.9 円/リットル	リットル
	灯油	26.4 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.6 円/リットル	リットル
	灯油	44.0 円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (12.5円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (13.2円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
A重油 (24.9円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (26.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
A重油 (41.6円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (44.0円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
計	円

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより 100 円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号 _____
※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7 円/リットル	リットル
	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4 円/リットル	リットル
	灯油	26.9 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4 円/リットル	リットル
	灯油	44.9 円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (12.7円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (13.5円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
A重油 (25.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (26.9円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
A重油 (42.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
灯油 (44.9円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{1}{2}$) × 1/2 =	円
計	円

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより 100 円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付)
別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳（令和○事業年度）

○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量（リットル）	燃油補填積立金額※（円）	備考
					○事業年度 （年月～年月分）	○事業年度 （年月～年月分）	
合 計			115%	A重油 (12.5円/ℓ) 灯油 (13.2円/ℓ)			
			130%	A重油 (24.9円/ℓ) 灯油 (26.4円/ℓ)			
			150%	A重油 (41.6円/ℓ) 灯油 (44.0円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量（ℓ）×積立単価（円/ℓ）×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより100円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付)
別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳（令和○事業年度）

○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量（リットル）	燃油補填積立金額※（円）	備考
					○事業年度 （年月～年月分）	○事業年度 （年月～年月分）	
合 計			115%	A重油 (12.7円/ℓ) 灯油 (31.4円/ℓ)			
			130%	A重油 (25.4円/ℓ) 灯油 (26.9円/ℓ)			
			150%	A重油 (42.4円/ℓ) 灯油 (44.9円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量（ℓ）×積立単価（円/ℓ）×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより100円単位で記載する。

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【令和2事業年度（設定済み）のうち令和3事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（追加）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名 印

令和3事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定（令和2事業年度の追加）を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間（更新） 令和 年 月 日から令和3年10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+3事業年度追加）を記載

3. 燃油補填積立の金額(追加)

選択された単価

A重油 (12.2円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)
A重油 (24.3円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)
A重油 (40.5円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)

計	円
---	---

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+3事業年度追加）を記載

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【平成31（令和元）事業年度（設定済み）のうち令和2事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（追加）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名 印

令和2事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定（平成31（令和元）事業年度の追加）を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間（更新） 令和 年 月 日から令和2年10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+2事業年度追加）を記載

3. 燃油補填積立の金額(追加)

選択された単価

A重油 (12.9円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)
A重油 (25.8円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)
A重油 (43.0円) × 数量設定申込書の数 ((リットル)) × 1/2 = (円)
量 (リットル)

計	円
---	---

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+2事業年度追加）を記載

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付) 【令和2事業年度(設定済み)のうち令和3事業年度の燃油購入数量の追加の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立金額 (円) ※
				令和3事業年度 (年 月～年 月分)	令和3事業年度 (年 月～年 月分)
合計			115%		
			130%		
			150%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付) 【平成31(令和元)事業年度(設定済み)のうち令和2事業年度の燃油購入数量の追加の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立金額 (円) ※
				令和2事業年度 (2年4月～2年10月分)	令和2事業年度 (2年4月～2年10月分)
合計			115%		
			130%		
			150%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【令和3事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和○年4月1日から令和○年10月31日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油（12.2円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

A重油（24.3円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

A重油（40.5円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【令和2事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和○年4月1日から令和○年10月31日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油（12.9円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

A重油（25.8円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

A重油（43.0円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{1}{2}$ ）×1/2＝ 円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付) 【令和3事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳 (令和○事業年度)

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合計			115%			
合計			130%			
合計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付) 【令和2事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳 (令和○事業年度)

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合計			115%			
合計			130%			
合計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。